

令和 8 年 8 月 5 日
吉賀町まちづくり委員会

吉賀町まちづくり委員会の会議運営申し合わせ事項（案）

吉賀町まちづくり委員会の会議運営については、吉賀町まちづくり委員会の会議の公開及び議事録に関する規程（令和 4 年吉賀町告示第 163 号）に定めるほか、次のとおりとする。

1. 会議の公開

- （1）会議を非公開にする場合は、会長は委員会に諮って決定する。
- （2）会議の開催日決定後、速やかに、開催日時及び場所をホームページ、ケーブルテレビに掲載し周知する。（非公開の会議は除く。）
- （3）委員名簿及び会議資料は、公開とする。会議資料を非公開とする場合は、会長は委員会に諮って決定する。
- （4）傍聴者への会議資料の配布は次第のみとし、その他の会議資料は、閲覧用として 5 部用意する。

2. 会議録の作成

- （1）会議録は、発言者については、会長、委員、事務局といった肩書のみを記録することとし、発言の内容をまとめる要約筆記とする。
- （2）会議録の作成のため、レコーダー等で録音する。
- （3）作成した会議録は、ホームページに掲載する。

3. その他

上記のほか、会議運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。